

豊中市利用者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的に実施する。

(名称及び実施場所等)

第2条 利用者支援事業を実施する拠点の名称及び場所等は、別表のとおりとする。

(事業内容)

第3条 子ども及びその保護者等、または妊娠している方に対し、次の支援を実施する。

- (1) 教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供
- (2) 教育・保育・保健その他の子育て支援に関する相談・助言
- (3) 教育・保育・保健その他の子育て支援の関係機関との連絡調整

(実施方法)

第4条 実施方法は、次のとおりとする。

(1) 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者の視点にたった寄り添い型の支援を実施する。

(2) 特定型

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

(3) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する。

(子育て支援コーディネーターの配置)

第5条 第3条に定める業務を行うため、第2条に定める各類型実施場所に、子育て支援コーディネーターを配置する。

(連絡調整会議の設置)

第6条 子育て支援コーディネーターの相互の密接な連携を深め、サービス情報の共有化、情報提供方法の検討、サービス利用への支援のあり方等について情報交換を行い、事業の円滑な運営を図るため、連絡調整会議を設置する。

(実施日等)

第7条 利用者支援事業の実施日等は、次のとおりとする。

- (1) 実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。
- (2) 実施時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、事業を実施し、または休止することが出来る。

(関係機関との連携)

第8条 事業の実施にあたっては、教育・保育・保健等、子育て支援を提供している機関と連携を密に行ない、利用者支援が円滑かつ効果的に実施できるよう努める。

(個人情報の保護)

第9条 利用者支援事業により知り得た個人情報については、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

(事務局)

第10条 利用者支援事業の事務局は、こども未来部はぐくみセンターこども支援課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(別 表)

名称	実施類型	実施場所
こども未来部はぐくみセンター こども支援課 子育て支援センターほっぺ	基本型	豊中市岡上の町2-1-15 豊中市庄内幸町4-29-1
こども未来部子育て給付課	特定型	豊中市中桜塚3-1-1
こども未来部はぐくみセンター おやこ保健課	母子保健型	豊中市岡上の町2-1-15 豊中市新千里東町1-2-2 豊中市庄内幸町4-29-1